

# 第3期湯沢市空家等対策計画

## ～ 資料編 ～

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

湯沢市

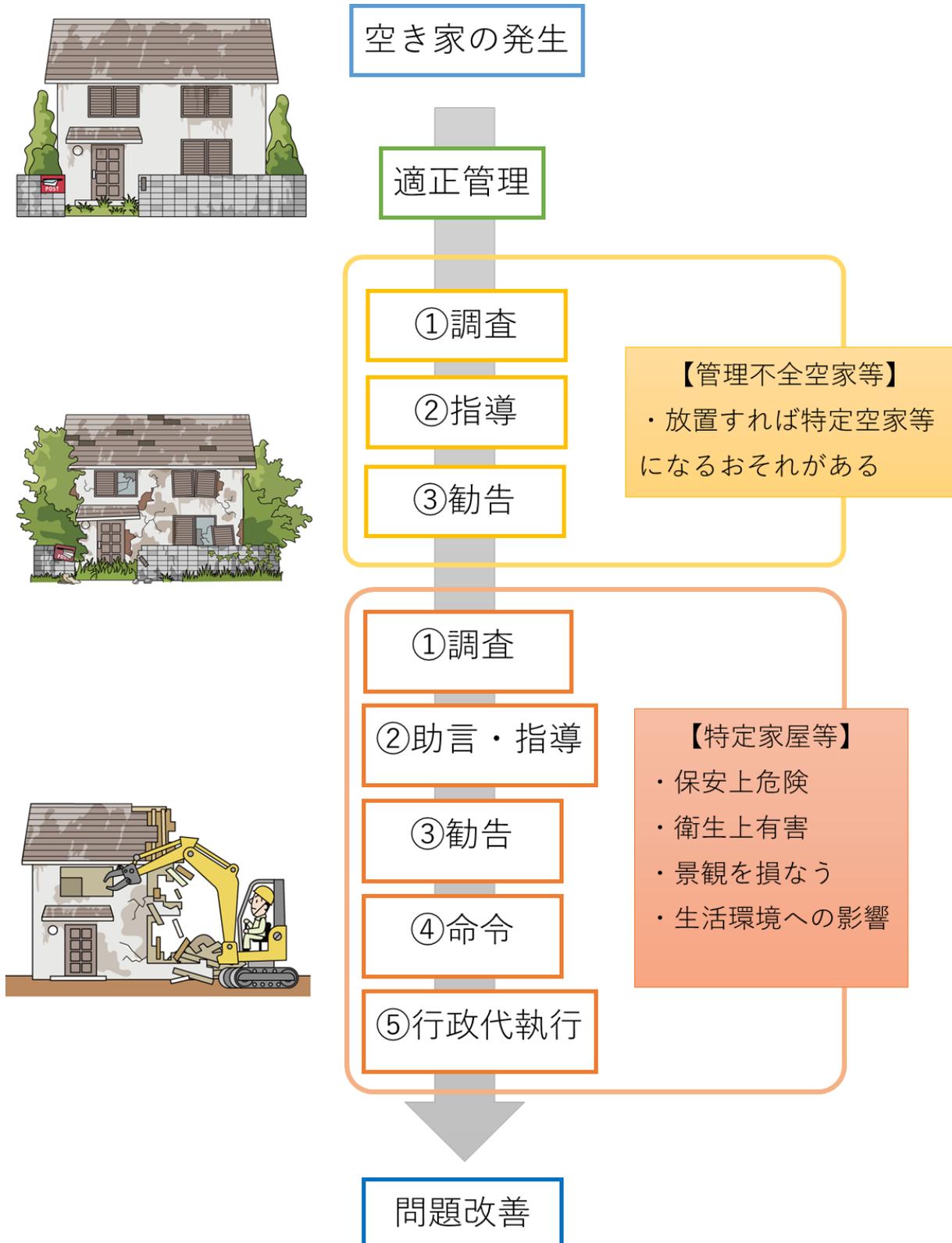
# — 資 料 編 —

## 目次

管理不全空家等、特定空家等の措置手順	2
【別紙1】指導書（管理不全空家等）	6
【別紙2】勧告書（管理不全空家等）	7
【別紙3】特定空家等認定基準表	8
【別紙4】報告徴収書	10
【別紙5】報告書	11
【別紙6】立入調査員証	12
【別紙7】指導書（特定空家等）	13
【別紙8】勧告書（特定空家等）	14
【別紙9】命令に係る事前の通知書	15
【別紙10】公聴会の開催通知	16
【別紙11】公聴会公告	17
【別紙12】命令書	18
【別紙13】標識	19
【別紙14】戒告書	20
【別紙15】代執行令書	21
【別紙16】執行責任者証	22
【別紙17】執行責任者証（緊急代執行）	23
関係法令等	
空家等対策の推進に関する特別措置法	24
行政代執行法	35
湯沢市空家等対策協議会条例	36
湯沢市特定空家等解体撤去資金助成事業実施要綱	38
湯沢市空家等解体撤去促進事業補助金交付要綱	40
湯沢市倒壊家屋等除却推進事業補助金交付要綱	41

# 管理不全空家等、特定空家等の措置手順

【空き家に関する措置のイメージ図】



## 【管理不全空家等に対する措置手順】

そのまま放置した場合に特定空家等に該当するおそれがある空家等を管理不全空家等と認定し、所有者等に対し改善指導等を行いながら、特定空家等の未然防止を図ります。管理不全空家等に対する措置は次により実施します。

### ①現地調査

外観目視による現地調査を実施し、管理不全空家等に該当するか確認を行います。

なお、特定空家等の措置に基づき報告徴収又は立入調査を実施した結果、管理不全空家等と認定する場合も考えられます。

### ②指導

調査の結果、管理不全空家等に該当し指導する必要があると判断した場合、客観性を考慮した上で指導を行います。指導書【別紙1】の送付により指導します。

### ③勧告

指導した管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すると特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、湯沢市空家等対策協議会から意見聴取し客観性を考慮した上で、勧告の是非を検討します。勧告は勧告書【別紙2】の送付により勧告します。

## 【特定空家等に対する措置手順】

倒壊等による被害が、生命、身体、財産、生活環境への影響等、広く公衆に及ぶ恐れのある空家等を特定空家等と認定し、所有者等に対し改善指導等を行いながら、市民の安全・安心な生活環境の確保を図ります。特定空家等に対する措置は次により実施します。

### ①現地調査・報告徴収・立入調査の実施

特定空家等認定基準表【別紙3】を基に、外観目視による現地調査を実施し判定を行います。また、現地調査によって、特定空家等の認定や助言・指導等の法の規定に該当するか否かの判断ができない場合、法の施行に必要な限度において、次のとおり立入調査を実施します。

なお、必要に応じて所有者等に報告徴収書【別紙4】を送付し、空家等に関する事項について報告【別紙5】を求めます。報告拒否又は虚偽報告は過料に処されます。

(i) 所有者等への事前通知

所有者等を確知している場合、立入調査実施日の5日前までに事前通知します。

(ii) 秋田県への協力依頼

立入調査の対象が特定空家等の認定要件に該当している場合、必要に応じ秋田県に対し、立入調査の協力及び助言又は指導、勧告、命令の施行に必要な助言を依頼します。

(iii) 立入調査員証の携帯

立入調査を実施する職員は、立入調査員証【別紙6】を携帯し、関係者から請求があった場合はこれを提示します。

(iv) 立入調査の内容

助言又は指導の対象に該当するか否かを調査します。

## ②助言又は指導

調査の結果、助言又は指導する必要があると判断した場合、客観性を考慮した上、次のとおり助言又は指導を行います。なお、所有者等への助言・指導は、必要に応じて空家等対策協議会から意見を伺いながら実施します。

(i) 助言

特定空家等を放置した場合の周辺の生活環境に及ぼす影響や、管理及び相続等に関する相談窓口等の情報を提供します。

(ii) 指導

指導書【別紙7】の送付により指導します。

## ③勧告

指導した特定空家等の状態が改善されない場合については、湯沢市空家等対策協議会から意見聴取し客観性を考慮した上で、勧告の是非を検討します。

また、勧告の実施は下記事項に基づき行うものとします。

(i) 勧告

勧告書【別紙8】の送付により勧告します。

(ii) 猶予期限

措置内容の履行期間は、概ね次の期間とします。

- ・所有者等、個人により履行することが可能と思われる場合、1～3月程度の猶予期限を設定します。
- ・第三者（事業者による履行等）によらなければ履行することが難しいと思われる場合、1～6月程度の猶予期限を設定します。

## ④命令

勧告に係る措置の猶予期限までに正当な理由がなく措置をとらなかった場合については、湯沢市空家等対策協議会から意見聴取し客観性を考慮した上で、命令の是非を検討します。

また、命令の実施は下記事項に基づき行うものとします。

(i) 事前通知

通知書【別紙9】の送付により、命令する旨及び意見書等の提出ができる旨を事前に通知します。

(ii) 公聴会の開催

通知の日から5日以内に、公開による意見の聴取の請求があった場合、公聴会を開催します。また、開催日の3日前までに、請求者に対し通知【別紙10】し、公告【別紙11】します。

(iii) 命令の施行

正当と認められる理由が示されない場合、命令書【別紙12】の送付により命令します。

(iv) 猶予期限

措置内容の履行期間は、措置内容の履行期間は、概ね次の期間とします。

- ・所有者等、個人により履行することが可能と思われる場合、1～3月程度の猶予期限を設定します。
- ・第三者（事業者による履行等）によらなければ履行することが難しいと思われる場合、1～6月程度の猶予期限を設定します。

(v) 公示

命令をした場合、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止するため、特定空家等の敷地内に標識【別紙13】を設置し、市ホームページにおいて、命令した旨を掲載します。

## ⑤行政代執行

所有者等が命令した措置を履行しない場合、履行しても十分でない場合又は履行しても措置の期限までに完了する見込みがない場合、市長は湯沢市空家等対策協議会より意見を伺い客観性を考慮した上、法第22条第9項の規定に基づき代執行の是非を検討します。代執行を実施する場合は、予め戒告書【別紙14】の送付により戒告します。戒告に指定の期日までに義務を履行しない場合は、代執行令書【別紙15】を送付します。なお、行政代執行の実施にあたり、行政代執行の責任者は執行責任者証【別紙16】を携帯します。

また、必要な措置を命令するべき者を確知できない場合は、事前の公告を実施した上で略式代執行を行います。

令和5年度の法改正により、災害その他非常の場合において、特定空家等に関し緊急に必要な措置をとる必要があるときで、命令を行ういとまがないときの緊急代執行が明記されました。災害等の状況により緊急代執行の是非を検討します。なお、緊急代執行の実施にあたり、緊急代執行の責任者は執行責任者証【別紙17】を携帯します。

【別紙1】指導書（管理不全空家等）

第 年 月 日 号

様

湯沢市長

印

指導書

あなたが所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

※ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

また、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

【別紙2】 勧告書（管理不全家屋等）

第 年 月 日 号

様

湯沢市長

印

勧告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第 2 条第 2 項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第 13 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

※ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

上記 2 の措置が実施されず、法第 2 条第 2 項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第 22 条に基づき、必要な措置をとることとなります。

【別紙3】特定空家等認定基準

特定空家等認定基準表

調査日： 年 月 日

所在地：

立地状況 調 査	<input type="checkbox"/> 1. 保安上危険	<input type="checkbox"/> 3. 景観への影響
	<input type="checkbox"/> 2. 衛生上有害	<input type="checkbox"/> 4. 生活環境への影響

■表-1 保安上危険

区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1 構 造 一般の 程 度	①基 礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	②外 壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の 腐朽又 は破損 の程度	①基礎、 土台、 柱又は はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの	25	100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所腐朽又は破損があるもの	50	
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	②外 壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	③屋 根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		ウ 屋根が著しく変形したもの又は屋根ぶき材料の著しい剥落等により雪下ろしが不可能なもの	50	
	3 防火上 又は避 難上の 構造の 程 度	①外 壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20	
②屋 根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4 その他 の工作 物等	①建 物	屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落しているもの	10	50
		看板、給湯設備、エアコン室外機等に落下の危険性があるもの	10	
	②敷 地	門、塀、立木等が倒れる危険性があるもの	20	
5 隣接地 への影 響の程 度	①道路への影響	屋根からの落雪が直接道路通行者に危険を及ぼすおそれのあるもの	30	50
	②隣家への影響	屋根からの落雪が隣接する建物に危険を及ぼすおそれのあるもの	20	
6 広範囲 に渡る 影響の	①周辺家 屋等への 影響	剥落又は破損した部材が風で飛散して周辺に被害を及ぼすおそれのあるもの	15	15
合 計				290
100点未満＝経過観察、100点以上＝「特定空家等」認定				

■表－２ 衛生上有害

区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点
衛生上 有害	①建 物	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	20	40
		排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	20	
	②敷 地	ア 敷地内にごみ等が放置されている	10	60
		イ 敷地内に大量のごみ等が放置されている	20	
		臭気が敷地の外まで漂っている	15	
		多数のねずみ、はえ、蚊等害虫の発生源となっている 雑草が繁茂している	15	
合 計				100
30点未満＝経過観察、30点以上＝「特定空家等」認定				

■表－３ 景観への影響

区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点
景観へ の影響	①建 物	ア 廃墟化（半壊、著しい損傷）した建物が、周囲から視認できる	10	25
		イ 倒壊（全壊）した建物が、周囲から視認できる	25	
		損壊した工作物（塀、立木等）が、周囲から視認できる	10	
	②敷 地	繁茂した雑草や、手入れされていない立木等が景観を阻害している	10	10
		ア 敷地内にごみ等が放置されている	10	20
		イ 敷地内に大量のごみ等が放置されている	20	
	③立 地 環 境	①、②に該当する空家等が観光地や温泉地、史跡等、観光客が多く訪れる場所に立地している	20	20
		①、②に該当する空家等が国道等交通量の多い道路沿いに立地している	15	15
合 計				100
40点未満＝経過観察、40点以上＝「特定空家等」認定				

■表－４ 生活環境への影響

区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1	隣接地 への 影響の 程 度	①道路への影響 屋根からの落雪が直接道路通行者に危険を及ぼすおそれがある	30	60
		立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている	10	
	②隣家への影響 屋根からの落雪が隣接する建物に危険を及ぼすおそれがある	20		
2	広範囲 に渡る 影響の 程 度	①周辺への影響 ア 剥落又は破損した部材が風で飛散して周辺に被害を及ぼすおそれがある	15	25
		イ 剥落又は破損した部材が風で飛散して周辺に被害を及ぼしている	25	
		ア 外壁の損傷箇所や割れた窓ガラス等から動物等が容易に侵入できる状態で放置されている	10	20
		イ 鳥獣等の棲家となっており、周辺住民の生活環境に影響が出ている	20	
		シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある	10	10
		燃料の入ったタンク、その他の危険物が放置されている	15	15
		周辺の道路、家屋の敷地等に土砂が大量に流出している	10	10
	②防 犯 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている	10	10	
合 計				150
75点未満＝経過観察、75点以上＝「特定空家等」認定				

【別紙4】報告徴収書

第 号  
年 月 日

様

湯沢市長 印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1. 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

4. 報告の期限 年 月 日

※ 上記4の期限までに上記3に示す者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項までの規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯沢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯沢市長を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

【別紙5】報告書

第 号  
年 月 日

湯沢市長 様

報告者  
住所  
氏名

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名

2. 報告事項

3. 添付書類

※ 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

【別紙6】立入調査員証

(表面)

第 号
立入調査員証
所 属 職 名 氏 名 生年月日                      年    月    日
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき立入調査の権限を有する者であることを証明する。
年    月    日発行（    年    月    日まで有効）
湯沢市長                      印
空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第9条(略) 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

【別紙 7】指導書（特定空家等）

第 年 月 日 号

様

湯沢市長 印

指導書

あなたが所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名
2. 指導に係る措置の内容
3. 指導に至った事由
4. 指導の責任者
5. 措置の期限 年 月 日

※ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

また、上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

【別紙8】 勧告書（特定空家等）

第 年 月 日 号

様

湯沢市長

印

勧告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

※ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

【別紙9】命令に係る事前の通知書

第 年 月 日 号

様

湯沢市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 22 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、湯沢市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用 途  
所有者の住所及び氏名
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
5. 意見書の提出期限 年 月 日

※ 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

【別紙 10】公聴会の開催通知

第 年 月 日 号

様

湯沢市長 印

公聴会の開催について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 5 項の規定による公開による意見の聴取の請求があったので、同条第 6 項に規定に基づき公聴会を開催します。

つきましては、法第 22 条第 7 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

対象の空家等	所在地	湯沢市
命じようとする措置の内容		
命じようとする事由		
公 聴 会	開催日時	年 月 日 時 分開始
	開催場所	
問い合わせ先	所 属	湯沢市 部 課
	職 氏 名	
	連 絡 先	

- 一、措置を実施した場合は、遅滞なく勧告の責任者に報告してください。
- 一、本通知書の交付を受けた者は、法第 22 条第 8 項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

【別紙 11】公聴会公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 6 項に規定に基づき公聴会を開催するので、同条第 7 項の規定により公告する。

年 月 日

湯沢市長

印

対象の空家等	所在地	湯沢市
命じようとする措置の内容		
命じようとする事由		
公 聴 会	開催日時	年 月 日 時 分開始
	開催場所	
問い合わせ先	所 属	湯沢市 部 課
	職 氏 名	
	連 絡 先	

【別紙12】 命令書

第 年 月 日 号

様

湯沢市長

印

命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、  
年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等  
所在地  
用 途  
所有者の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

※ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。  
本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。  
上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に湯沢市長に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、湯沢市長を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

【別紙 13】 標識

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

【別紙 14】 戒告書

第 号  
年 月 日

様

湯沢市長 印

戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 特定空家等

(1) 所在地

(2) 用途

(3) 構造

(4) 規模 建築面積 約  $m^2$   
延べ床面積 約  $m^2$

(5) 所有者の住所及び氏名

2. 措置の内容

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に湯沢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、湯沢市長を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

第 年 月 日 号

様

湯沢市長

印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容

2. 代執行の対象となる特定空家等

3. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4. 執行責任者

5. 代執行に要する費用の概算見積額 約 円

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に湯沢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、湯沢市長を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

【別紙 16】 執行責任者証

(表面)

第 号
執行責任者証
職氏名
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。
年 月 日
湯沢市長 印
記
1. 代執行をなすべき事項 代執行令書 ( 年 月 日付け 第 号) 記載の湯沢市の建築物の除却
2. 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間
空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) (抜粋) 第 22 条 (以上略) 9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法 (昭和 23 年法律第 43 号) の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 10～17 (略)
行政代執行法 (昭和 23 年法律第 43 号) (抜粋) 第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

【別紙 17】 執行責任者証（緊急代執行）

（表面）

第 号
執行責任者証
職氏名
上記の者は、下記の緊急代執行の執行責任者であることを証する。
年 月 日
湯沢市長 印
記
1. 代執行をなすべき事項 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の湯沢市の建築物の除却
2. 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋） 第 22 条（以上略） 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第 3 項から第 8 項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。 12～17（略）
行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）（抜粋） 第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 空家等の調査（第九条—第十一条）
- 第三章 空家等の適切な管理に係る措置（第十二条—第十四条）
- 第四章 空家等の活用に係る措置（第十五条—第二十一条）
- 第五章 特定空家等に対する措置（第二十二条）
- 第六章 空家等管理活用支援法人（第二十三条—第二十八条）
- 第七章 雑則（第二十九条）
- 第八章 罰則（第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（国の責務）

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用

促進区域」という。)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。

一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地

二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域

四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第二条第二項に規定する重点区域

五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域

4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途(第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。)に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項

5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。)又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。

6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。)は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。

9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、

あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。

- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

（協議会）

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第二章 空家等の調査

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

### 第四章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法

(昭和二十七年法律第二百二十九号) その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

## 第五章 特定空家等に対する措置

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ぜらざるとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

## 第六章 空家等管理活用支援法人

### （空家等管理活用支援法人の指定）

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認め

られるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援法人の業務）

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

（監督等）

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

（支援法人による空家等対策計画の作成等の提案）

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

## 第七章 雑則

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第八章 罰則

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二条第十項及び第十二項（同条第十項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第六条において「施行日」という。）以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第二十二条第十一項及び第十二項（同条第十一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

昭和二十三年五月十五日

法律第四十三号

第二条 法律(法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条 前条の規定による処分(代執行)をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

② 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

③ 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

# 湯沢市空家等対策協議会条例

平成 28 年 3 月 23 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 空家等対策計画の作成その他空家等に関する施策を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、湯沢市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。）に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員 12 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - (1) 湯沢市自治組織連絡協議会の代表者
  - (2) 法務に関する学識経験のある者
  - (3) 建築に関する学識経験のある者
  - (4) 福祉に関する学識経験のある者
  - (5) 関係行政機関の職員
  - (6) 市職員
  - (7) その他市長が必要と認める者

(任期及び失職)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(湯沢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 湯沢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年湯沢市条例第45号)の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 17 年湯沢市規則第 50 号）に定めるもののほか、特定空家等解体撤去資金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第 2 条 この助成金は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）の解体撤去を促進することにより、市民が安全で安心して暮らせる良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）所有者 登記簿に記録されている空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の所有者若しくは空家等の存する土地の所有者又は当該所有者の相続人をいう。ただし、当該空家等が未登記の場合は、固定資産課税台帳に記録されている当該空家等の所有者若しくは当該空家等の存する土地の所有者又は当該所有者の相続人をいう。
- （2）町内会等 町内会、自治会、自主防災組織等の団体又は地域の課題を解決しようとする者をいう。

（助成対象空家）

第 4 条 特定空家等解体撤去資金助成事業（以下「解体助成事業」という。）の対象となる特定空家等（以下「助成対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）市内に存する特定空家等であること。
- （2）法第 14 条の規定による助言、指導又は勧告を受けていること。
- （3）居住その他の使用がなされていないことが常態となっている空家等であること。

（助成対象者）

第 5 条 解体助成事業の対象となる者は、特定空家等若しくは特定空家等の存する土地の所有者（共有の場合は、その代表者）又は特定空家等が存する町内会等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場合において、当該特定空家等が共有である場合は、解体助成事業の実施について他の共有者全員の同意があることを原則とする。

- （1）市税及び市諸収入金を滞納していない者
- （2）法人でない者

（助成対象工事）

第 6 条 解体助成事業の対象となる工事は、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可（解体工事）の取得又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく解体工事業に登録し、市内に本店、支店又は営業所を有する者と契約を締結し施工する工事であること。
- （2）特定空家等の全てを解体及び撤去する工事であること。
- （3）公共事業による移転、建替えその他の補償等の対象となる工事でないこと。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、特定空家等の解体及び撤去に要する費用（家財道具、機械・車両等の移転又は処分費用等を除く。）の総額に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、別表に掲げる額を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、当該助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表（第7条関係）

助成対象者	上限額	補助率
所有者	500,000円	1 / 2
町内会等	なし	1 / 2

（趣旨）

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、空家等解体撤去促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、空家等を解体する費用の一部を補助することにより、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）の発生を抑制し、市民が安全で安心して暮らせる良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第3条 この告示において所有者とは、登記簿に記録されている空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の所有者若しくは空家等の存する土地の所有者又は当該所有者の相続人とする。ただし、当該空家等が未登記の場合は、固定資産課税台帳に記録されている当該空家等の所有者若しくは空家等の存する土地の所有者又は当該所有者の相続人とする。

（補助対象空家）

第4条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 特定空家等の認定基準に満たない市内に存する空家等であること。
- （2） 居住その他の使用がなされていないことが常態となっている空家等であること。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、空家等又は空家等の存する土地の所有者（共有の場合は、その代表者）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場合において、当該空家等が共有である場合は、空家等解体撤去促進事業の実施について他の共有者全員の同意があることを原則とする。

- （1） 市税及び市諸収入金を滞納していない者
- （2） 法人でない者

（補助対象工事）

第6条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- （1） 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可（解体工事）の取得又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業に登録し、市内に事業所を有する者と契約を締結し施工する工事であること。
- （2） 空家等の全てを解体及び撤去する工事であること。
- （3） 公共事業による移転、建替えその他の補償等の対象となる工事でないこと。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、空家等の解体及び撤去に要する費用（家財道具、機械・車両等の移転又は処分費用等を除く。）の総額に2分の1を乗じて得た額とし、25万円を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

湯沢市倒壊家屋等除却推進事業補助金交付要綱（抜粋）

令和4年10月7日

告示第147号

（趣旨）

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、倒壊家屋等除却推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある倒壊家屋等の除却の促進を図り、地域住民が安全で安心して暮らせる良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）倒壊家屋等 倒壊又は半壊した家屋（家屋に附属する建物等を含む。）をいう。
- （2）町内会等 町内会、自治会、自主防災組織等の団体又は地域の課題を解決しようとする者をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、倒壊家屋等に対して所有権等の権利を有する者（以下「所有者」という。）又は倒壊家屋等が存する町内会等とする。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が実施する工事であって、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）倒壊家屋等の廃材やがれきを撤去する工事
- （2）公共事業による移転、建替えその他の補償等に該当しない工事

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事を行うために必要な経費で、手数料、委託料、工事請負費その他市長が必要と認める経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、所有者にあつては別表に掲げる額を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表（第7条関係）

補助対象者	上限額	補助率
所有者	500,000円	補助対象工事の費用を合計した額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の1/2
町内会等	なし	